

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26. 4. 25 第 186 回国会第 15 号

4 月 25 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

## 1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 23 号） 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外 7 名提出、衆法第 10 号）

- ・委員派遣承認申請に関する件について協議決定しました。
- ・田村厚生労働大臣、土屋厚生労働副大臣、赤石厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 大西 健介君（民主）

- ・千葉県がんセンターの同一の医師による腹腔鏡下手術の 3 例の死亡事例について、地域医療介護推進法案に医療事故調査制度の創設の想定があることを踏まえ、厚生労働大臣としてどのように受け止めているか。
- ・3 例の死亡事例に関わる医師が過去に行った腹腔鏡下手術について、不正な保険請求があったか調査する必要があるのではないか。
- ・要支援者向けサービスの地域支援事業への移行により、介護事業者のサービスの質が低下したり事務処理が増加するとの意見に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

### 長妻 昭君（民主）

- ・要支援者向けサービスの地域支援事業への移行により訪問介護を行うことになるボランティアに対して認知症への対応に関する研修を行う予定はあるか。
- ・認知症の行方不明者の数とそのうち死亡していた者の数を警察庁に伺いたい。
- ・厚生労働省は、警察庁から取得した認知症の行方不明者に関する情報と、介護保険に関する情報を合わせて分析し、公表することを検討すべきではないか。

### 山井 和則君（民主）

- ・和光市の介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者のサービス利用後の状態はどう変化したか。
- ・市町村介護予防強化推進事業について、リハビリテーション専門職による予防サービス等である介入群と、通常の保険給付である比較群のコストはどちらが高いのか。
- ・要支援状態にある者がプロの介護職員によるサービスや要介護認定を希望した場合は、それらを受けることが権利として認められるのか。

### 柚木 道義君（民主）

- ・身元不明の認知症高齢者について、実態を正確に把握した上で、保護体制や法整備を検討すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・過大となっている地域包括支援センターの業務量が更に増加するため、その役割を十分に果たすことができるよう何らかの対応策が必要ではないか。
- ・予防給付の見直し内容は非常に複雑で、利用者にとって分かりにくい制度であると考えているが、今後どのように周知していくのか。

### 重徳 和彦君（維新）

- ・新たに創設される病床機能報告制度により、医療機能を 4 機能に分類することは地方の中小病院にとって妥当と言えるのか。
- ・看護師等についての無料職業紹介事業を実施する都道府県ナースセンターとハローワークとの関係及びそれぞれにおける求人・求職の取扱件数を伺いたい。
- ・看護師が行うこととなる特定行為のリスクの内容と、特定行為により医療事故が起きた際の責任の所在について伺いたい。

### 清水 鴻一郎君（維新）

- ・高齢化が進む中での医療・介護の将来見通しについて、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・医療費を抑制するために都道府県ごとに医療費の目標を定めるべきとの経済財政諮問会議の提案は地域の実情を無視しているが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・都道府県が地域医療構想を策定し、医療機関の機能分化を進めようとするのと、地方分権一括推進法案で病院の開設許可を都道府県から指定都市に移譲することは矛盾するのではないか。

## 足立 康史君（維新）

- ・医療が出来高払いで上限がないために非営利とするという説明によるならば、出来高払いからDPC（診断群分類包括評価）への政策の方向性に応じて将来は営利法人の参入を認めてよいのではないか。
- ・医療法人の非営利性を徹底するのであれば医療法人グループの中から営利企業を排除すべきではないか。
- ・平成18年の制度改革の医療法人は原則持分なしとする考え方は理論的に無理があることから見直すべきではないか。

## 井坂 信彦君（結い）

- ・平成20年6月に公表された「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」が法案化されなかった理由を伺いたい。
- ・医療機関からの報告がなくても遺族からの依頼や医師からの通報等により医療事故調査・支援センター（第三者機関）が調査を行える仕組みにすべきではないか。
- ・病院の自発的な院内調査では十分な調査が行われないのではないか。また、医療機関の隠蔽や責任逃れの防止策はどうなっているのか。

## 中島 克仁君（みんな）

- ・現在の要介護認定率には地域間格差が存在しているが、許容範囲はどれくらいなのか、現状は許容範囲内なのか、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・要介護認定に当たって、年齢、家庭環境、施設と在宅の差異等を考慮すべきではないか。
- ・要介護認定の期間は施設入居や在宅介護の状況に応じて柔軟に設定すべきではないか。

## 高橋 千鶴子君（共産）

- ・要介護度1及び2であっても特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方には、入所を幅広く認めるようにすべきではないか。
- ・介護施設整備のための基金を地域医療介護推進法案による新たな基金と統合しても、現行水準の介護施設の整備に要する費用を確保できるのか。
- ・地域支援事業に移行する訪問介護及び通所介護について、専門的なサービスを必要とする者には専門的なサービスを提供するのであれば、移行せず保険給付のままとすべきではないか。